



第1回

刑事手続と刑事訴訟法の フレームワーク ——捜査と公判の関係

神戸大学教授
宇藤 崇
UTO Takashi

【問】 刑事手続の流れは、大きくながめると、捜査手続と公判手続に分けることができる。この2つの手続は、どのような関係にあるか。

I. 刑事手続を全体としてながめる

1. はじめに

まず刑事手続を全体としてながめてみよう。その場合、刑事手続は、「犯罪」を対象に、これを刑事事件として処理するためのものとして捉えることができる。「犯罪」が実際に行われたか否かは、刑事手続を通じてはじめて明らかになることであるから、正確に言えば、対象とされるのは、「犯罪」があるかもしれないとして問題化している事象である。そして、その処理は、その原因となる「犯罪」が存在したか否かを明らかにし、仮に、存在が明らかになった場合には、犯罪を犯した者を適正に処罰するという方法により社会的秩序を維持することをもって行われる¹⁾。刑事実体法の実現こそが、刑事手続の目的であると説明してもよいが、もちろん、「犯罪」を犯した者を処罰することばかりが刑事手続の目的ではないのである。

さて、この刑事手続の中核となるのは、第一審終結までの手続である。第一審終結後の上訴や再審も考えるので、当然、刑事手続のすべてがそこで尽きるわけではない。しかし、刑事手続の対象とされる事件のうち、かなりのものが第一審終結までの段階で処理されてしまうことや、事実審である第一審の充実が現行法とそ

の運用の重要な方針をなしていることを踏まえると、第一審終結までの手続がどのようなものであるかが、手続全体の性格を大きく左右するといつてよい。

現在公刊されている刑事訴訟法の基本書、概説書等が、第一審終結までを概説の主要部分としていることも先のような事情による。そのため、本連載のねらいである刑事訴訟法のフレームワークを考える際にも、この中核に当たる部分が、どのように構築されているかを見ていくことにしたい。

2. 刑事手続の流れ

通常、第一審終結までの手続は、捜査→公訴→公判→判決、と進行する。もちろん、もっと細かく見ることも可能である。例えば、捜査は、(つねにそうであるというわけではないが)司法警察職員による捜査に始まり、それが終了すれば検察官の捜査へと引き継がれる。刑事手続は、それに携わる関係者の多くの決断により進行していくものであり、どのような観点から捉えるかによって、流れそのものをどう表現するかが変わる。先の捉え方は、刑事手続全体をながめるために、ごく大まかな“地図”として描いたものである。

さて、この“地図”の見方の最初のポイントは、「公訴」をはきんで、その前の「捜査」と、それ以降の手続、とくに「公判」とに分かれていることの把握である。本稿冒頭の【問】は、前者を「捜査手続」、後者を「公判手続」と大きくまとめて、その関係を尋ねている。それと

1) 刑事手続を含む刑事制度の目的については、鈴木茂嗣『刑事訴訟法の基本問題』(成文堂、1988年)23頁に詳しい。「犯罪」を、刑罰をもって対処される法益侵害行為と捉えた上で、刑事手続による事件処理を、(実際にあるか否かはともかく)問題化した犯罪をめぐって生じる社

会的な動揺や混乱、または社会的な緊張関係を緩和し、また将来へ向けて法秩序を維持していくためのものとして説く。また、田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』(弘文堂、2017年)22-23頁を参照。